

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程

制 定 平成5年8月27日議会規程第1号

最近改正 令和3年5月21日議会規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成5年川崎市条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(資産等)

**第2条** 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

(資産等報告書等)

**第3条** 条例第2条第1項各号に掲げる資産等で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める種類ごとにその金額又は数量を資産等報告書及び資産等補充報告書に記載するものとする。

- (1) 条例第2条第1項第5号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、株券(資本金の額が100,000,000円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。)、金銭信託及びその他
- (2) 条例第2条第1項第6号の自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他
- (3) 条例第2条第1項第6号の船舶 汽船、帆船及びその他
- (4) 条例第2条第1項第6号の航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他
- (5) 条例第2条第1項第6号の美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他

**第4条** 条例第2条第1項に規定する資産等報告書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項に規定する資産等補充報告書は、第2号様式によるものとする。

(議長が定める所得の金額)

**第5条** 条例第3条第1号イの川崎市議会(以下「議会」という。)の議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所

得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

(所得等報告書)

**第6条** 条例第3条の規定による所得等報告書の同条各号に規定する金額及び課税価格の記載は、納税申告書の写しを添付することによって代えることができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が1,000,000円を超えるときは、当該金額及びその起因となった事実を所得等報告書に記載しなければならない。

**第7条** 条例第3条に規定する所得等報告書は、第3号様式によるものとする。

(関連会社等の報酬)

**第8条** 条例第4条に規定する報酬については、金銭による給付によるものとする。

(関連会社等報告書)

**第9条** 条例第4条に規定する関連会社等報告書は、第4号様式によるものとする。

(資産等報告書等の訂正)

**第10条** 議会の議員は、条例第2条第1項に規定する資産等報告書、同条第2項に規定する資産等補充報告書、条例第3条に規定する所得等報告書及び条例第4条に規定する関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を訂正しようとする場合においては、訂正届(第5号様式)を議会の議長に提出した上、当該議員に係る資産等報告書等に訂正を行い、その氏名及び訂正年月日を当該議員に係る資産等報告書等に記載しなければならない。

2 前項の規定により資産等報告書等の訂正を行った場合は、訂正をした部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(資産等報告書等の閲覧)

**第11条** 条例第5条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、当該資産等報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第5条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、議会の議長が指定する場所において、議会の議長が指定する時間中に行わなければならない。

3 前項に規定する場所及び時間については、告示する。

- 4 資産等報告書等は、第2項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 5 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 第2項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(写しの交付等)

**第12条** 条例第5条第2項の規定により閲覧に供する資産等報告書等の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、複写申込書(第6号様式)を議会の議長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により写しの交付を行う場合における写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。

(期限等の特例)

**第13条** 資産等報告書等の提出の期限が、川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第11条第1項に規定する閲覧をすることができる最初の日(以下「閲覧開始日」という。)が、前項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

**第14条** この規程の施行について必要な事項は、議会局長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年9月1日から施行する。

(準用)

- 2 条例附則第2項の規定により提出する資産等報告書については、第2条、第3条、第4条第1項及び第10条から第13条までの規定を準用する。

附 則 (平成13年12月28日議会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月15日議会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 4 月28日議会規程第 2 号）

この規程は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日議会規程第 2 号）

この規程は、平成19年 9 月30日から施行する。ただし、第 1 号様式から第 2 号様式までの改正規定（「・郵便貯金」及び「

（3） 郵便貯金

郵便貯金の総額	円
---------	---

（注） 通常郵便貯金を除きます。

」を削る部分に限る。）は、同年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 4 月14日議会規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成23年 3 月11日議会規程第 1 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月14日議会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 5 月 1 日議会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月21日議会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。







#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額

円

(注) 当座預金及び普通預金を除きます。

##### (2) 貯金

貯金の総額

円

(注) 普通貯金を除きます。



5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入してください。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品

(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

資 産 等 補 充 報 告 書

川崎市議会議長 様

川崎市議会議員

1 土地

所 在	面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 信託している土地を含みます。ただし、自己が帰属権利者であるものに限ります。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入してください。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入してください。  
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。  
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

3 建物

所 在	床 面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入してください。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。  
3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額

円

(注) 当座預金及び普通預金を除きます。

##### (2) 貯金

貯金の総額

円

(注) 普通貯金を除きます。



5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入してください。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品

(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

所 得 等 報 告 書

川崎市議会議長 様

川崎市議会議員

区 分		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・ 譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・ 譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・ 配当所得		
	先物取引の事業・ 譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 格	円
-------------------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1,000,000円を超えるものについてその基因となった事実を記入してください。

関 連 会 社 等 報 告 書

川崎市議会議長 様

川崎市議会議員

---

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入してください。  
2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます。

担当	担当係長	担当課長
----	------	------

訂 正 届

年 月 日

川崎市議会議長 様

川崎市議会議員 \_\_\_\_\_

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程第1

0条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正する報告書

2 訂正箇所